

第二十三部

第一回 参議院決算、労働連合委員会會議録第三号

付託事件

○國家公務員法案(内閣送付)

○國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免に関する法律案(内閣送付)

昭和二十二年九月二十五日(木曜日)午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○國家公務員法案

○委員長(下條廣吉君) 只今から連合委員会を開きます。最初に、齋藤國務大臣に……

○國務大臣(齋藤廣吉君) それでは本委員会に付託せられたところの國家公務員法案提案の理由をこれから説明いたします。

我が國現在の官吏制度は、明治以來多年の傳統の上に築き上げられて來たものでございするが、日本國憲法の施行せられた今日、ここに旧來の傳統を一掃しまして、新憲法の精神に則つて新たな基礎の上に、國家公務員の制度を立てるということは、現下の必然的な要請であり、又このことは新日本建設の大事業を完成する上におきまして、喫緊の要務であると存じます。以上の見地からいたしまして政府におきましては、先般衆議院が研究を重ねて参つたのでございするが、ここに成案を得まして、國家公務員法案を立案し、今期國會の御審議を煩わすことに相成つたのでございします。本案は、國家公務員について適用さる

べき各般の根本基準を掲げまして、科學的合理的な基礎の上に、民主的な方法で國家公務員を選挙し、且つ指導すべきことを定めまして、眞に國民全体の奉仕者として有能誠実な職員を確保し、以て國民に対して公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とするものであります。

次に本案の要点につきまして大体御説明をいたしたいと存じます。先ず本案の適用範囲についてであります。本案は國家公務員の職を一般職と國務大臣その他の特別職とに分つこととしたしまして、この法律は一般職に属するすべての職にこれを適用することとしたのであります。

次にこの法律運営の中枢機關としたしまして本法の完全な実施を確保し、その目的を達成するために内閣總理大臣所轄の下に人事院を設置することにいたしましたのであります。而してこの人事院は公務員の職階、任免、給與、恩給その他公務員に関する人事行政の綜合調整に関する事項等を掌することにいたしました。その組織につきましては人事行政を民主的なものとし、同時に、これが運営の公正公平を期するがために、これを構成する人事官の選任方法、身分の保障等につきまして所要の規定を設けて本法の趣旨の達成に遺憾なきを期してゐる次第であります。

次に官職の基準として、先ずすべての國民はこの法律の適用について平等に取扱われ、人種、信條、性別、社会的身分、又は門地によつて差別せられないという根本基準を定めたのであります。

また、又この法律におきましては從來の官吏の身分的區別はこれを排除することとなり、國家公務員の職につきましては、その職務と責任の度合において精密なる階級性を採用することとして、國家公務員の任用、給與等は職階に應じてなされるべきものとしたのであります。又職員採用、昇進等は原則としてすべて試験によることとして、殊に採用試験はすべての國民に対して平等に公開せらるべきものとしたしまして、任用の公正明朗を期することにいたしましたのであります。

次に國家公務員の能率増進を図るの見地からいたしまして能率考査の制度を実施し、又教育、訓練、保健、安全保持その他職員に必要の施設をなすべきことを必要と各般の施設をなすべきことを定めておるのであります。

次に國家公務員の分限及び懲戒に關しましては、本人の意思に反して罷免その他不利益な処分を行うのは、法律に列挙する事由に該当する場合のみに限るものとしたしまして、尙國家公務員に対する保障として、これに対する不利益な処分について異議がある場合におきましては、これを人事院に訴えて、審査を要求し得ることとしたのであります。

それから次に國家公務員の服務につきましては、國家公務員は國民全体の奉仕者として、公共のために勤務し、その職務の遂行に當つて全力を挙げ、これに専念すべき旨の基準を掲げ、この精神に基づきまして諸般の服務上の規律を掲げておるのであります。

以上國家公務員法につきまして、その概要を説明したのであります。尙この機会に國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案の趣旨を御説明いたして置きます。

即ち國家公務員法の規定は、各官職について順次その適用を見るのでございしますが、その適用がなされるまでの間の官吏の身分取扱に關して、法制を備える必要があるのであります。が、暫定的の措置でありますので、概ね従前の例によることとしたのであります。これを併せて御審議の上議決あらんことをお願いいたします。尙詳細の點は政府委員から説明いたします。どうかよろしく御審議の程をお願いいたします。これを以て大体提案の理由といたします。

○政府委員(前田克己君) それでは私から國家公務員法案の内容につきまして、少しく詳細に御説明申し上げます。本法案は、本則百十條、附則十四條から成る相當廣範なものであります。が、その内容は大体三つの眼目から成立つておるのでございします。「第一」は、本法の目的及びその適用範囲に關する事項なのであります。「第二」は、この法律実施のための中枢機關たる人事院に關する事項であります。「第三」は、國家公務員制度の実体をなすところの各般の根本基準に關する事項であります。

の法律は官職についての諸般の基準を掲げ、職員が公務の遂行に當りまして、最大の能率を発揮し得よう、民主的な方法でこれを選挙し且つ指導すべきことを定め、以て國民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とするものであることを明かにしてゐるのであります。

次に本法の適用を受ける國家公務員の範圍であります。國家公務員の職を一般職と特別職とに分ち、特別職は、本法の適用からこれを除外してあるのであります。而して特別職は、第二條に列記された各種の職でありまして、特別職以外の職を一般職とするのであります。この特別職の中には、第一に、従來自由任用に委されておりました官職、即ち國務大臣その他の政務官及び秘書官を掲げますと共に、各省のいわゆる事務次官、それから建設院及び終戦連絡中央事務局の長、宮内府長官等をもこれに加えました。第二に、会計検査院の検査官の如く、その任命について國會の選舉、議決、又は同意を必要とする職員の官職も特別職となつております。第四に、單純な官務に雇傭される者の職を特別職といたしました。これらの職員は、その仕事の性質が、一般行政職員とは異なつておりまして、その任用、分限、服務、給與等につきまして、本法をそのまま適用することは、必ずしも適當ではないと認めるのであります。尙國會議員、裁判官等も同様の趣旨でこれを特別職の中に数えております。

以上特別職に属する主要なものを挙げたのでありますが、これ等を除外いたしました國家公務員の職、即ち一般職がこの法律の適用を受けるわけであります。但し、この一般職の中に含まれる官職の中でも、外交官、領事官、学校教員、裁判所の職員、檢察官等につくましましては、その職務の特殊性に基き、本法上の適用上若干の特例を要することと考えられますので、これ又法律或いは人事院規則によつて例外規定を設けるの途を附則の方において規定いたしております。

次に第二の眼目であります人事院に関する諸規定、これは法律では第二章に規定されておるのですが、これについて御説明をいたします。人事院はこの法律の完全な実施を確保

十五歳以上の者たることを要するとい
たしておるのであります。かような條
件を特に掲げましたのは、人事行政の
民主的な且つ中正なる運営及び科学
的、合理的な人事管理を主眼とする本
法案の趣旨の達成に遺憾なきを期せ
んとするに外ならぬのであります。尙
本法案は、人事院の公正中立を確保
するために、人事官同志の間に、同一
の政党に属する者、又は、同一の大
学学部、同一学科の卒業者等がない
ように、所要の制限を設けますと共に、
身分を保障するため、その退職の事
由を法定し、又罷免につきましては、
心身の故障、職務上の義務違背等
の場合においては、内閣総理大臣の訴
追に基づく最高裁判所の彈劾裁判を
必要とする旨を定めておるのであり
ます。

尙人事院には、右の三人の人事官の下に事務総局が設けられまして、事務総長の一人と所要の職員を所屬させまして、その事務を掌ることになつております。

次に人事院の権限でござい、まするが、これは一口に申述べれば、第三條に明かな如く、各廳職員に関する人事行政の綜合調整、及び職員の試験に関する事項ということになります、が、要

するに人事院は本法施行の中核機関でありますから、その個々の具体的権能は本法の随所に現われておるわけであります。その中主要な事項について申し上げますと、先ず人事院規則の制

定改廃であります。即ち人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について内閣総理大臣の承認を経て、人事院規則を制定し得ることになっております。本案におきましては、本法案施行の

細則は、別に法律で定められるもの

外は、概ね人事院規則を以つて定むべきものとしておりますが、これは主として人事管理上の諸準則が、専門技術的な性格のものであることによるものであり、かたわら人事院が綜合的、中立的な立場を基盤としたしまして、これら諸準則の一元性及び公平中立性を期待せんとするものであります。以上の外人事院の具体的な権限として主要なもの、これは後にも触れる機会があります。以上が、人事院の組織権限についての大要であります。尙人事院と各省との緊密な連絡を確保するために、各省の人事主任官を以て構成する人事主任官會議を人事院に置くこととし、人事行政の全般に円滑なる運営を期しております。

次に第三の点に移りまして、官職の基準に関する第三章の諸規定であります。新公務員制度の本体をなす事項、即ち職員試験任免、給與分限、懲戒、服務、恩給等に関する事項がここに定められてゐる次第であります。先ず第三章の第一節は通則といたしまして、「すべて國民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されてはならない。」旨の原則を掲げております。國民が官職を占むるに當つて、日本國憲法第十四條の趣旨が堅持されなければならないことを明示いたしておりますと共に、他方「この法律に基いて定めらるべき給與、勤務時間その他勤務條件に関する基礎事項

は、社会一般の情勢の変化に適應すべき旨の原則を定めているのであります。続いて第二節は職階制に関する規定であります。この法律は職階制を以て人事管理の基準としたしているのであります。その骨子は、すべての官職はこれを職種と等級とに區分し、職務と責任の類似性によりまして科学的に分類し、かくして精密に分類せられた官職については、同一の資格要件を必要とし、又同程度の給與が與えられなければならないようになっておるのであります。従つてこの法律が完全にその意味を発揮いたしますのは、あらゆる官職について職階制が適用されるに至ることを前提とするのであります。これは極めて困難な仕事であります。一朝一夕にできるものではありません。職階制の確立は前に申上げた通り、人事院の最も重要な任務であります。その方法といたしましては、実施可能な部分から実施し、逐次すべての官職に及ぼす方針であります。第三節に移りまして、これは試験及び任免に関する規定でありまして、五款に分かれていますのであります。その要点を極く簡単に申し上げますと、先ず職員任用は、新規の採用、昇任、轉任、降任の四つの場合を含みますが、いずれについても情実を排除し、専らその者の實際の能力、即ち試験成績、勤務成績、その他能力の実証に基づいて、適材を活用するということが根本基準であり、外の諸規定はいずれもこの根本基準に則つて定められているのであります。即ち職員に対する任免等の人事権は等級に應じて内閣、内閣総理大臣、各省大臣、その他各廳の長が行うのであります。官職に欠員が生じまし

た場合にこれを補充する方法としては、任命権者は、採用、轉任、昇任、及び降任のいずれによることも自由であります。ただ特別の場合には人事院が任命方法を指定することがあり得るわけであります。職員の新規の採用について申上げますと、これは大体競争試験によるということが原則であります。この試験は官職の、先程申上げました職階制に基く分類に應じまして、人事院の定める試験機関によつて行われ、最低限度の受験資格を設けることを認める外、すべて公開の原則によつてなん人も試験を受け得られるようにすべきものと定めております。尤も人事院の承認のありました場合には、公開競争試験によらず、選考の方法による途が開かれております。次に昇任であります、これは原則として下級在職者間のやはり競争試験によるのであります。この場合も競争試験を不適当とする特別の場合には在職者の従前の実績に基く選考等の方法によることもできるものと定めてあります。以上のように競争試験によつて採用昇任を行おうとする場合には、任命権者からの請求に應じて人事院は予め作成してありますところの任命候補者名簿に記載してある者のうちから、任用さるべき一人について、各五人の候補者を推薦するのであります。任命権者はその中から適任者を任命することがのできるものであります。

尙新規採用の場合においては、原則として、職員の採用は一應六ヶ月の間は條件附任命といたしまして、その期間にある者が、その官職についての適格性を示した場合に初めて本任用となることを定めているのであります。

道格様を示した場合に初めて本任用となることを定めています。

利益を求め、若しくはこれを受領し、又は何らの方法を以てするを問わす、これらの行爲に關與することを禁止いたしました。更に特別の場合の外、公選による公職の候補者となること、及び政黨又はその他の政治的團體の役員となることを禁ずることとしたました。更に職員に対し廣く商業、工業、金融業等の営利を目的とする営利企業の役員、顧問、評議員等の兼職を禁じますと共に、必ずずから営利企業を営むことも禁止いたしておるのであります。尙職員の内職中の職務執行の公正

として、その者が退職前二年間に在職しておりました官職と密接な関係にある営利企業を代表する地位に就職してはならないということにいたしました。又営利企業につきまして株式の所有の關係、その他の關係によりまして、当該企業の經營に参加し得る地位にある職員につきましては、職務遂行上特に留意する必要があるもので、本人の株式所有の關係、その他の關係について報告を徴することができる途を開き、報告に基づきまして關係の存続が適當でないと思へるときは、その旨を通知し、更に進んでは職員が当該職業との關係を行つて、退職前に在職して

ばならないことといたしました。最後の節は、退職者に対する恩給に関する規定であります。恩給制度は公務員として相当期間忠実に勤務して、退職した職員の老後の生活に資するために、必要な所得を与えることを主要な眼目とするものであります。現行の恩給制度も勿論その趣旨は大体相似たものであります。受給者の範囲、その内容等について今後十分人事院において

研究した上で、現行制度の改むべき点は改められて行くものと考へております。

以上の外、本法は第四章におきまして本法の施行に必要な罰則を決定しております。それから附則におきまして本法の施行期日、その他本法の施行について必要な経過措置等を規定いたしておりますのであります。本法の一般的な施行期日は明年の七月一日であります。

併し人事院は遅くとも昭和二十四年の一月一日には設置されなければならぬということになっております。ところがそれまでの暫定措置といたしまして、本年の十月一日から内閣総理大臣の所轄の下に、臨時人事委員会を置くこととしたのであります。

この委員会は委員長及び委員二名を以て組織せられ、この法律の施行に必要な範圍で人事行政一般に関する調査、その他本法実施の準備の事務を掌り、明年七月一日からこの法律に定める人事院の職権を行うものとされておるのであります。

尙一言御説明を申し上げたいのは、新制度に切替への際の現職者の措置であります。人事院の指定する日に、その指定する官職に在任する者は、この法律に基づいてその官職に就いたものとみなされるのであります。別に特別の試験、選考等の手続を要しないのであります。ただ人事院の指定する日における各職の局長、次長等、特定の上級の官職に在任する者は、その際臨時の職員に任用されたものとみなすこととなりました。これは、これらの制度の移り替へに伴う人事運営上の支障を防ぐと共に、同時にこれらの地位のものについては少しも早く新制度に

よる人事の更新がなされることを期しておるわけでありまして、以上長くなりましたが、公務員法案につきまして、やや詳細の趣旨を御説明いたしました。他は御質疑に應じましてお答えをいたします。

○小川友三君 本案の第一章第二條につきまして伺ひたいいたします。國家公務員、これに書いてある特別職というのですが、これに國會議員を含まないのと明記してあるのですが、どうしますと國會議員で官房長官もあり、國務大臣もあり、政務次官もあると思ひますが、その場合は國會議員を辭職したものと見なすとか、國會議員でないものとみなすとか、立法をされたかといふことを伺ひたいのであります。それから第二條の十六に大使及び公使といふことが書いてありますが、總領事、領事はこの中に含まないかといふことを伺ひたいいたします。それから十八の國家職員ですが、この中には各委員會の專門委員も含まれておると思ひますが、この点をお伺ひたいいたします。それから第五條に「政党的役員であつた者又は任命の日以前一年間」とありますが、これは政党的役員を信用してないためにこうしたものを書いたか。これを訂正する意思があるかないかといふことを伺ひたいいたします。

○政府委員(前田克己君) 最初の御質問であります。國家公務員という言葉の定義だけから申しますれば、廣くは國會議員が含まれることになると思ひますが、ただこの法律は只今御説明いたしました通り、職階制といふことを基準にいたしまして、且つ人事院において人事行政の統轄に當らしめるというのを主眼として、これ

に適當に職員を法律適用の対象としておるのであります。従つて國會議員といふものは全然その目的になるべき性質のものではありませんので、除外をいたしました次第であります。ところが御質問のように國會議員が國務大臣、或いは官房長官等に就任した場合は第二條におきまして、やはり特別職といたしまして、法律の適用から結局除外をされておるのであります。従つて只今御心配の如く辭任といふような問題は起きて來ないわけでありまして、次に外交官についてお尋ねであります。これは大使、公使を特別職といたしましたのは、この任命につきましては外國のアグレマンを必要といたしまして、又その職務内容も、これは國を代表いたしまして、外國に使用するといふような非常に特殊な地位を持つております。これを任命いたします時、必ずしも外交官として下から上つた人を任命するばかりでなく、廣く國內全般に國家を代表するに適當な人を登用するといふようなことが必要のために特別職といたしておるのであります。總領事、領事は、これは純然たる外務省の事務官吏でありまして、大使、公使とは余程趣が違つておるのであります。従つてこれにつきましては一般の外交官とはその職務の特殊性に鑑みまして、多少の特別規定は附則の方で設けられると思ひます。特別職とはいはしておらないのであります。次に國會職員はお尋ねの如く廣く専門調査員等も含むものであります。それから第五條の政党的問題であります。これは先程御説明いたしましたように人事官といふものは極めて嚴正な

人事に関する行政に當るべきものであります。従つて極めて抽象的な立場にあることを必要とせらるるものであります。その意味におきまして余り政党的色が濃く着くといふことは支障があると思はれますので、政党的役員になる程深入りした方は遠慮をして頂くと規定してあります。別に政党的な趣向をたつたわけでもない。或いは不信任といたしたわけでもないであります。政党的であることは少しも差支がないのであります。御了承を願ひたいと思ひます。

○小川友三君 閣下してちよつと簡單であります。大使の中で、特命全權大使、特命全權公使といふのはこの中に含まれようか。

○政府委員(前田克己君) 含まれます。

○吉川末次郎君 いろいろ審議が進んで行くに従つてお尋ねしたいことが起つて來るかと思ひますが、先二三の点について御答弁が願ひたいと思ひます。國務大臣の御答弁が願へれば大變結構であります。第一は、常任委員長會議がありまして途中から加わりましたので、或いはお話があつたかも知れませんが、ここに頂いておられますところの資料といたしましては、官吏關係法令の沿革と職階制度の説明という資料だけを頂いておるのであります。が、まだ十分拜見いたしてありませんが、アメリカの職階制度であります。これについてのことをご略書いてあるようでありまして、大体アメリカのこの行政の人事制度によつて専らお作りになつたものであるかどうか、或いはこういう公務員の人事行政に関する他國の制度等について尙同様に参

考にする必要はないかどうか。又さういふ資料があれば、十分にこれ以外に一つ頂きたいといふことをお尋ねすると同時に、御要求申す次第であります。

第二番目にお尋ねしたいことは、これは特に國務相の御答弁が願ひたいと思ひますが、つづつこの法案を拜見いたしましたところ、アメリカの考えをいろいろ根柢においておられたのだらうと思ひます。が、米國のバブリック・アドミニストレーションにおける人事行政についての觀念であります。いわゆる政党的排撃、アメリカの言葉で申しますと、スボイル・システム、官吏の中に政党的が入つて來て、さうして公務員の地位を政党的が占めるといふこと、即ちスボイル・システム、日本では文官分捕り制度などと譯されたのであります。これを極力排斥して、さうしてやはりアメリカの言葉でメリット・システムといふのであります。さういふ政党的排撃といふような觀念が非常に強くこの法案に現れておると思ひます。これは一應了解できるのであります。併しながらそれが行過ぎておるような、囚われた觀念に陥つていられないかといふようなことが非常に危懼されるのであります。蓋し國務相よく御承知でありますように、今日は日本の政治的な變革期であります。日本の民主革命といわれておるところの時機なのであります。さうした新憲法を中心とするところの民主革命の精神といふものが、バブリック・アドミニストレーションの末端にまで十分に行き渡るようにしなければならぬと思ひます。その点は現

在のアメリカなどと、今日政治の革命ノーマルな状態にありますアメリカの一案になつておると思ひます。ところが

要員が当りまして、内外の制度について

も公務員になれるのであります。御

陣を助ぐと共に、同時にこれらの地位
のものについては少しも早く新制度に
しめるということを中心として、これ

人事院において人事行政の統制に當ら
す。これは先般御説明いたしましたよ
うに人事官というものは極めて厳正な

要員が当りまして、内外の制度につい
て熱心に研究を続けておるのでありま
す。この公務員法も実を申しますとい

も公務員になれるのでありまして、御
指摘になりました労働省の局長であり
ますとか、こういう方が、労働問題に

在のアメリカなどと、今日政治の革命
的な変革期にありますところの日本
におけるところの人事行政の考え方と

いうものとは、非常に違つていなか
ればならないのじやないかと思うので
あります。ここには一般職と特別職とい

うことを掲げられておりますが、ここ
に掲げられておりますものは、従来
とも政務官として取扱われて来たこ

ろのものが中心になつておると思う
のであります。これによりまして、
例えば貴族院議長が閣僚の一人になつ

ていらつしやいます現内閣が行いま
した人事行政、労働省の婦人及び少年局
の局長に山川菊栄女史を起用したとい

うようなことは、世間からも、今日片
山内閣の人事行政として極めて評判が
いいのであります。私も亦非常にいい

人事行政であると考えております
が、そうした局長は除外されておる
のでありますから、山川菊栄女史の

任用の如きはできないこととなりま
す。併し私は現内閣の政治的な立場
からいたしまして、又現在の日本の政

治の客観的な情勢からいたしまして、
ああした人が労働省の主幹部に採用さ
れるというようなことは私は非常に必

ノーマルな状態にありますアメリカの
政治事情等を模倣するというところに余
りに急であるような感じがいたします

が、そうしたことに對する、私の考え
に對する一つ貴族院議長に御答弁を願
いたいと思つております。

それからちよつとしたことでありま
すが、第五條に「人事官は、人格が高
深で、云々」という言葉がありますが、

これはどうも日本の法律の文言とい
ましては、私の淺學を以ていたしま
すと極めて新しい言葉の御表現であ

るやうに考へるものであります。何
かどういふやうな法律上の前例が、ひ
と日本のみならず、外國においてもあ

るのであるかどうか、總理大臣の任命
につきましても、或は國會議員が選挙
されること等につきましても、特にそ

の人間が、人格が高深で、というや
うな言葉は、法律的に表れておらんよ
うに思ふのであります。成るほど人

事院の人事官が人格が高深でなければ
ならぬことは当然であります。そう
すると外の公務員はいかに人格が高

深であるといふことを條件としないよ
うな感じがするのであります。特に
かういふ文言をお入れになつた御精神

案になつておると思ひます。ところが
時事新報であつたと思ひますが、その
一時的人事院に移るまでの人事委員
会的主幹幹部といしまして、名を挙
げて書いておられます。それが殆んど決
定事項であるかのように時事新報は報
道いたしておりましたが、それは今日
行政調査部に聞いていらつしやるとい
うように聞いております。部長が何か
の職に在る前の貴族院議員であつた、
慶應義塾の憲法の先生であつたと聞い
ておりますが、淺井清氏が任命され
て書いておりました。もう一人書いて
ありましたが、その一人は借から実業
界におけるところの、能率の研究をし
ていらつしやいます能率屋さんの上野
陽一氏がなられるやうなことが報道せ
られておりましたが、或いはこれは新
聞の誤報と固より思ふのであります
が、どういふやうな御腹案があるの
であるかどうか。又傳へられておると
ころの淺井清氏や能率研究家の上野陽
一氏等が、その所要されておるところの
第五條の人格高深の士であるといふ
うにそのエキザンブルとして我々が考
へていいのであるかどうかといふこと
について、先ずお答を願ひたい。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 御質問に對
して御満足な御答へをすることができ
るかどうかは存じませんが、私の考
へておられますところを平直に申し上げ
てみたいと思ひます。御承知の通りに
昨年の十二月の初め頃からして、前内
閣において行政調査部といふものを設
けまして、そうして日本の行政組織を
根本的に全般的に改革する。同時に公
務員の採用及び運用について最善の方
法を考へるということ、行政調査部
ができた。爾來今日になるまで多數の
要員が當りまして、内外の制度につい
て熱心に研究を続けておるのでありま
す。この公務員法も実を申しますとい
うと、その委員の方々が、人事研究と
努力によつてこれができたのであり
ます。それが原案と相成つておるので
あります。

終戦以來日本の諸般の組織について
いろいろの改革が行われて、その
改革の中には、外國の制度が入つてお
ります。併しながら外國と日本とは御
承知の通りに國家組織の根本からして
違ひますので、その制度をばそのま
ま日本に持つて來るといふことは、こ
れは甚だ不適当であります。からし
て、この間をよく調整いたしまして
ために、お互ひに相當に苦心をしてお
るやうなのが今日の現状でございます
が、この公務員法もさういふやうな点
からして、大分米國の職階制なるもの
が混つておりますことを御承知おきを
願ひたいのであります。

それからしてアメリカでは御承知の
通り長いあいだスポイル・システムの
排除に行政部がよほど改革に骨折つた
といふことも書物において見たのであ
ります。近頃はそれが職階制とい
うものが發達いたしました。その弊害
も段々と氣をつけておるやうに思つて
おります。この公務員法も主として
この職階制度を基本といたしまして
て、官界の宿弊をば一掃したいといふ
建前になつておるのであります。

それからして政黨員と公務員との関
係であります。この法律におきま
しても政黨員は公務員になつてはいか
ないといふことは書いておりません。
確か政黨員の役員はいかんといいことは
現れておると思ひますが、政黨員で

も公務員になれるのでありまして、御
指摘になりました労働省の局長であり
ますとか、こういう方が、労働問題に
ついて多年の経験者であります。から
して、公務員となつてその事項を掌
せられるといふことは、これは官界の
ためによほど喜ぶべきことであると思
ひます。

その外詳しいことは前田政府委員か
らお答えすることにいたします。私大
体のことしか存じておりませんからし
て、この法文の内容に關することは政
府委員よりお答えすることにいたしま
す。私は思ひつきましたことだけをお
答へをいたします。

○政府委員(前田克己君) 今大臣の答
弁に漏れましたところだけ補足して申
上げます。法案を作りますに際しまし
ては、アメリカの資料ばかりでなく、
その外英國或いは昔のドイツ等の資料
も研究をいたしたのであります。いろ
／＼断片的のものがあつて、或いは非常
に浩瀚なものがあつて、直ぐ今お
手許に参考資料として差出すやうな形
には整理されておられません。

それから第五條の人格高深云々の字
句についてのお尋ねでございます。こ
れは特別の意味は持つておりま
せん。この法律全体を通じて同様の
御疑問の出るやうな字句が、或いは
恩給のところ、服務のところにもあ
ると思つております。法律的な特別
の意味は持つておりません。

それから臨時人事委員會の候補者の
ことにつきまして、一部新聞紙に報道
がございました。これは只今の法案の
趣旨によりまして、政府におきまして
慎重選考中でありまして、未だ決定に
至つておりません。ただ新聞紙に傳へ

られましたような方々も、別にこの要件を欠いておる方というふうには、政府といいたしても考えておりません。

○吉川末次郎君今のことに尙關聯してお尋ねいたしたのでありますが、齋藤國務相はアメリカの制度を非常に参考にしたものである、そうして日本の官界を肅正するというののためにアメリカでいわれて来たところのスポイル・システムの排除、行政部面からの政党内の排斥というのを非常に重要視したというような御答弁があつたと思ふのでありますが、併しこれは官界の肅正を非常に日本に要するといいたしましたならば、日本の官界にはアメリカのスポイル・システム排斥に際して考えられておるような政党内の行政部面、公務員への、官界への侵入というものは、今日まで殆どなかつたといつても決して過言ではないと思ふのでありまして、日本の官界が肅正されるところの必要がある、そうしてその肅正さるべきところのものは、官界へ入つておらんとこの政界を排斥するといふことをしきりに考へる必要があるのではなかつて、そういう考へ方は今私が申しますようにアメリカのスポイル・システム排斥の、公務員採用に關する考へを、全然事情が違ふのに表現的に、そのまま余りに偏して、書物上の知識で、行政調査部の諸君が採擷されておるのではない、肅正を要するところの、日本の官界におけるところのものは誰であるか、それは今日まで日本の行政界をば一〇〇パーセント支配して来たところのいわゆる官僚の輩なのでありますから、これを肅正するといふことが、私は國家公務員法が新らしく制定されるところの、最も重要な

なる基本的な観念でなければならぬと思ふのであります。ところが政界を排斥するといふことにこの全部の法文を通じて、極めて綿密なことにまでも規定を置いて、外國のそうした全然事情の違ふところの法律というものを、極めて淺薄な態度で模倣しておられるような感じがいたすのであります。本當に日本の今日の官界を肅正しなければならぬ、そうして肅正さるべきところの對象は、封建的な、腐敗した官僚であつたし、又あるといふことをば、どうもネグレクトされておると思ふのであります。この法案に対する世間一般の批評もそういうところにあると思ふ、政界をしきりに排斥することは、今日までの日本を、この敗戦の結果に軍閥とともに陥れたところの官僚が声高く今日まで日本の政界において叫んで来たところの彼等のスローガンであります。政党内の排斥といふことは……そうして彼等は官吏任用制度を基本にして行政部面への政党内の侵入を排斥し、殊に地方自治体におけるところの政界の排斥といふことを全く見当違いの間違った議論をいたしまして、詳しいことは私省略いたしまして、今日までやつて来たのであります。今日までですに彼等は自己のギルド的な勢力を温存し、これを保全しようといふ利己的な考へによつて政界を排斥し、彼の龐大ななる、有力なる、パワフルな、官僚の政治力というものを作つて来たのであります。ところがそれを肅正すべきところの新内閣のそうした行政のための立法であるところの國家公務員法といふものが、昔の官僚が自己保存のために、エゴイズムのために、自己のギルド的な慾望の

満足のためにして来たことと同じことを、やはりこの立法の精神の骨子にしておられるような感があるといふことを、世間も非難しており、又私も非常に不満に思ふのでありますが、重ねて今の点についてできるならば齋藤先輩の御答弁が願ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 日本の政治の運行に當りまして、官僚に対する所の観念はすでに決定的に決つておると思ひます。官僚の弊害もどういふものであるかといふことももう世間衆知のことでありまして、我々が今更かれこれ望望する必要はないと思ひます。が、この公務員法の大体の趣旨もやはりその官僚の宿弊をこれによつて一掃したいという精神は、この法案の各所に私は現れておるように思ひます。戦時制の如きは最もその著しき一つであると思ひます。政界の弊害といふことは、これまでも随分言われましたが、全く政界の弊害が、官界になかつたとは言えないのであります。あつたと思ひますけれども、それも改めなければならぬといふ趣旨を以て、公務員法は作られておるわけでありまして、故にあらゆる官界の宿弊を一掃するといふ見地の上に立つて、これが作られておるのでありまして、これが適正に行われましければ、從來の弊害は相當に肅正せられるものである、こう考へておりますからして、これ以上はおのおの見る所によつて違ひましようが、我々はそういう考へを以て、この法案をば一貫しておることを御承知置きを願ひたいと思ひます。

○太田敏兄君 この法案の附則にもさう書いてあります、只今の御説明にも言われたのであります、この法律で十月一日から臨時人事委員会は発足したいといふことであります、さうすると結局この法案は、今月中に議了せねばならぬといふことになりまして、今日から数えまして六日で、日曜を除きますと五日しかないのであります、さういふたような重大なる法案を近々数日中を以て議了するといふことは、非常に無理ではないかと思ふのであります、併し無理にこれを間に合せようと思ひますれば、殆んどこれは鵜呑みにするよりほかにないと思ひますが、さういふことは甚だ遺憾であると思ふのであります。これを今率然として出されまして、さうくさきに審議するといふ理由が特にありますれば伺いたいと思ふのであります、私はできれば特にさういふ重要な法案は、慎重を期して審議に當りたいと思ふのであります。

それから第二に、この第五條の規定にありますが、これは人事官の選任のこととあります、これは兩院の同意を経てとありますから、恐らく政府から兩院に諮問せられるであらうと思ひますが、更に私はこれを本當に民主的な國民の公僕たる官僚組織を作るためには、先ず最も民主的な人事官を置く必要がある。それにほだ政府から兩院にその同意を経るということだけでなしに、その前に一種の民主的な方法で人事官を選任する、そしてそれを國會の同意を経て總理大臣がこれを任命するといふふうにするのが望ましいと思ふのであります。これは最高裁判所の裁判官の候補者が、一種の民主的な方法で選舉されまして、それを總理大臣が任命したのであります、やはり

も言われたのであります、この法律で十月一日から臨時人事委員会は発足したいといふことであります、さうすると結局この法案は、今月中に議了せねばならぬといふことになりまして、今日から数えまして六日で、日曜を除きますと五日しかないのであります、さういふたような重大なる法案を近々数日中を以て議了するといふことは、非常に無理ではないかと思ふのであります、併し無理にこれを間に合せようと思ひますれば、殆んどこれは鵜呑みにするよりほかにないと思ひますが、さういふことは甚だ遺憾であると思ふのであります。これを今率然として出されまして、さうくさきに審議するといふ理由が特にありますれば伺いたいと思ふのであります、私はできれば特にさういふ重要な法案は、慎重を期して審議に當りたいと思ふのであります。

それから第二に、この第五條の規定にありますが、これは人事官の選任のこととあります、これは兩院の同意を経てとありますから、恐らく政府から兩院に諮問せられるであらうと思ひますが、更に私はこれを本當に民主的な國民の公僕たる官僚組織を作るためには、先ず最も民主的な人事官を置く必要がある。それにほだ政府から兩院にその同意を経るということだけでなしに、その前に一種の民主的な方法で人事官を選任する、そしてそれを國會の同意を経て總理大臣がこれを任命するといふふうにするのが望ましいと思ふのであります。これは最高裁判所の裁判官の候補者が、一種の民主的な方法で選舉されまして、それを總理大臣が任命したのであります、やはり

さういふふうにするが最も民主的な方法で人事官の候補者を或いはこの倍數とか、或いはその任意で宜しいとか、兎に角民主的な方法で先ず選任し、そしてそれを兩院に諮つて内閣總理大臣がこれを任命するといふふうにしたならば、もつと民主的な、より民主的な人事官が得られるのではないかと思ひます。これにつきまして當局の御意見を伺いたいと思ひます。

それから第二十一條の權限の委任の下りでありまして、これは「この法律に基く權限で重要でないものについて、これを他の機關をして行わしめることができる」とあります、これはちよつと字句に拘わるわけではありませんが、「重要でないものについて」といふことがよく分らないのであります、或は二級官以上は直接人事院でやる、さうして三級官以下のものは他の機關に委任して行はせる、尙これは別に言葉に囚われるわけではありませんが、重要でないといふこともちよつと耳障りでありまして、上級官吏が重要であつて、下級官吏が重要でないといふことはないと思ふのであります、さういふような語呂の穿鑿は別にいたしまして、この委任の方法なり、或いはその範圍を具体的に調査部の方の構想を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(齋藤隆夫君) この附則の第二條であります、第一條であります、この法律は十月一日から施行するといふことになつておりました、もう十月一日はあと幾す所一週間しかないものであります、その間にこの法律の審議を完了願うといふことは、誠にこれは政府としても実は苦しい立場に

た、かように考へて規定いたしておるになつてゐるのか、或いは他の委員か、或いはさういふ實行も十分發達いたし

されておるか、立法されておるかどう

おるのでありまして、もつと早くこれ

た、かように考へて規定いたしておるになつてゐるのか、或いは他の委員か、或いはさういふ實行も十分發達いたし

されておるか、立法されておるかどう

た、かように考へて規定いたしておるになつてゐるのか、或いは他の委員か、或いはさういふ實行も十分發達いたし

されておるか、立法されておるかどう

おるのでありまして、もつと早くこれ

た、かように考へて規定いたしておるになつてゐるのか、或いは他の委員か、或いはさういふ實行も十分發達いたし

されておるか、立法されておるかどう

た、かように考へて規定いたしておるになつてゐるのか、或いは他の委員か、或いはさういふ實行も十分發達いたし

されておるか、立法されておるかどう

おるのでありまして、もつと早くこれ

た、かように考へて規定いたしておるになつてゐるのか、或いは他の委員か、或いはさういふ實行も十分發達いたし

されておるか、立法されておるかどう

た、かように考へて規定いたしておるになつてゐるのか、或いは他の委員か、或いはさういふ實行も十分發達いたし

されておるか、立法されておるかどう

おるのでありまして、もつと早くこれ

た、かように考へて規定いたしておるになつてゐるのか、或いは他の委員か、或いはさういふ實行も十分發達いたし

されておるか、立法されておるかどう

た、かように考へて規定いたしておるになつてゐるのか、或いは他の委員か、或いはさういふ實行も十分發達いたし

されておるか、立法されておるかどう

おるのでありまして、もつと早くこれ

た、かように考へて規定いたしておるになつてゐるのか、或いは他の委員か、或いはさういふ實行も十分發達いたし

されておるか、立法されておるかどう

臣が任命したのでありますが、やはりこれは政府としても実は苦しい立場に

されておるか、立法されておるかどう
かという点について疑問があると思う

のでありますが、こういう点につきま
して、その大綱でもいいですから、御

吾井が願いたいと思ふのであります。

多額が労働組合を結成しておるのであります。この労働組合そのものに対しては、ろくな意見があるとは思いません。

けれども、その根本精神とするとところは、現段階の日本の民主革命、こういう

うものを推進するところの主体的な、
うしてそれを下から盛上げて行くと

この最も基本的なものとしての自覚を以て立ち上つておるのだらうと思うのであります。吉川委員からも主眼質

疑があつたのでありますけれども、従つて恐らくこのようないつの主体的な

力を持ったところの組合というものに対して当局がこれを指導し、いや指導

という言葉が当たらないとすれば、これをよく見守つて大きく育てて行く。ニ

の誤つて來たいろくな問題を自然と

ところが最も大きな方針ではないかと考えられるのでありますが、それにつきま

して、このような公務員法案がこゝで急速に決定されて行く、さうしてこの

民主的な方法というものを助長する
 うな面よりも、これを拘束するとい

うような面が非常に多いというように
見られる。この拘束によつて現段階漸

成長し始めたところの民主的な動向というものに水を差される。結局眞の

國民が待望しておるところのこの公
務員の民主化というものが十分になき
ない。従つてこの法案を樹立する上

七

來の目的からも遠くなるというような矛盾した面が見られるのであります。が、こういう点について果してこの労働組合法とこの國家公務員法というものをどのような關聯において今後これを考へて行くべきかという点、二うう点についてお聴きしたいと思うのであります。

更に今日一番大きな問題になっておりますのは、この公務員、詰り官吏一人々々の生活権の問題なのであります。この生活権を確立するところの規定というものが、本法案では非常に抽象的であり、微弱であるというところから、現在においては非常に問題が發

ことのできない段階にあると思うのであります。これについてこの公務員法は如何なる具體的な措置を取り、さうしてこれを解決せんと努力しておるかという点について、これははつきりした一つの見通しを指示して貰いたいと思うのであります。このような点につき考慮が十分になされない限り、この公務員法は官僚の弊弊を、最も障害とするところを完全にこれを一掃するといふような面がなければ、絶対に日本の公務員の改革というものはできないと思う節があるのでありますから、この点について特にはつきりした御答弁が願いたいと思うのであります。

更にもう一項でありますが、人事官の問題でありますが、この人事官が三人と限定されておる、而もその三人の中の一人が總裁というようなことになる、非常に人数が少い。このような少い人事官をどういふような根拠によつて選ばれたか、これだけの人数において果して民主的な運営というものが可能であるかどうか、大体以上五項目に亘りまして、概括的に質問をいたしたいと思ひます。

第四番に行きまして、これは現在官僚機構の中で、やはり大きな欠点の一つとして、挙げられておりますのは、このセクシヨナリズムであります。綱張り争いというものが現に今日あります。殊に、今次の水害によつて堤堰の決壊というような問題の如きは、最も端的な官僚機構の見本的な現われであります。こういうものに対して現状のままでは、これが推移して行つたならば、依然として官僚制度の弊害は抜く

○國務大臣齋藤隆夫君）第一に民主的な方法で公務員を選択するという文字が現われておりますが、この法律の施行によつて、果して民主的に公務員を選定することができなかれないか、という御質問のように伺いましたが、御承知の通りにこれまでは公務員を採用するにつきましては高等試験というものがありまして、これには相當の学歴なんかも必要となつておりましたけれども、今度の試験制度におきましては、そのような学歴の如きものはすつかり止めて、如何なる学歴のある

人でも、學歷のない人でも、等しく試験に應ずるということになつておりますからして、これまでのような弊害はないと思いますと同時に、民主的と申しましたところが、試験も何もせずして、勝手に任命するということも、これにも相當の弊害がありますので、いずれの民主國におきましても、公務

員を採用するにつきましたは、これ相當な試験があるのでありますからして、これらの試験につきましては、各方面からいろいろな非難もあると思ふのでありますからして、この非難に鑑みまして、この法律はこれらの非難に値するものは排斥して、極めて

方に案を練つておりますからして、これがどういふふうな形となつて現われて来るかはまだ分りませんけれども、この点は極めて御同感であります。人事官三人ということについてお話をありました、これは他の政府委員からお答えを申し上げます。

○政府委員(前田克己君) それでは最

後の人事官の数の点について私の所見を申述べます。これは結局人事官会議というものを設けるのであります。併しやる仕事は普通の官廳におきまする執行事務でありまして、これは余り多くなりますと、議決の手續等にも非常に時間がかかりまするし、又

各人の責任の自覚というような点から申しまして、必ずしもよい結果が得られないのではないかと思うのであります。それから又先程御質問のありましたように、人数が多くなります程法律に決めた趣旨の適格性を備えた方の選考に非常に困難でありますので、それらの点も考慮に入れまして三人と決めました次第であります。

○岩間正男君 私の質問の中で、少し不明確なところがあったと思うのであ

りますが、労働組合法との関係という質問の出し方が非常にまずかったと思うのでありますが、労働組合法によつて労働組合を形成したこの公務員の既得権と、この公務員法とはどういうような関係を持つかという点に質問を改めたいと思います。

○政府委員(前田克己君) まだ御質問とピントが合わないかも知れませんが、結局この法案には公務員に関する特別法でありますから、この法案で何か規定を設けますれば、それが労働法や労働関係調整法の特別法になるわけです。

けでありますが、この法案は御覽の通りその点については何も規定を設けておりません。従つて公務員の團結権、或いは爭議権等に関する他の法律による制限、或いは權利というものは何ら変更がないわけであります。

それから廳々問題になることでありまするが、現在職員組合というものが

團體協約によりまして、或る程度各官廳等の人事権に關與しておる場合があるのであります。これは現在といえども、法令によつて別にさういうことが認められておるわけではなく、ただ法令によつて與えられております任職権の裁量内の事項としてさういうことが規定されておるのであります。従つてこの点は本法案に移りましても同様でありまして、こういう事柄を法令と認めるということにつきましては、必ずしも適當ではないと思つたのであります。ただ實際問題としてそれをどう扱つて行くかということ、は、本法施行後の取扱ひ、運営の問題として、將來の研究問題になるわけでございます。

○中野重治君　これはさつき吉川委員の問に対して齋藤大臣が答へられたと思ひますが、その答がよく分らないのので、もう一度お尋ねしたいのですが、それは根本的な問題で、細かい問題もお尋ねしますけれども、それはこの法案の作られた根本精神に關するもので、つまり簡単に言えばさういうことになりません。それはこの法案が、アメリカにおける公務員法というやうなものをも本法に配して、さうしてできるだけ日本式に適用できるように改めたいということとは皆認めておるわけですから、それについて、アメリカでは政黨

八

の力が發達して、政黨政治が發達して、

は日本におけるよくない官僚の長年、

おつたからして、このアメリカの思想

うものはなんであるかということをお

は十分この趣旨を達することができる

法や労働関係調整法の特別法になるわけが、それについて、アメリカでは政党

は十分この趣旨を達することができると思います。申すまでもなく両院は國民の代表機関でありますからして、両院のやつたことは即ち國民のやつたことになるのでありますから、これ以上は國民が直接に人事官の任命について口を入れるということになりますと、これはもう人民の直接政治になるのであります、間接政治である立憲政治とは相容れん思想であると思えます。國會が承諾するというこの一事によつて民主的な任命であるという理論が十分に達成せられると、こう私は考えております。他の人事院の規則につきましては、これは政府委員からお答えいたさせます。

○政府委員(前田克己君) 人事院規則の性質でございますが、これはちよつと例を取りますと、会計検査院法の規定で、検査院規程というものを作る、大体これと似たものであります。ただ検査院は独立機関でありますが、これは総理大臣の所轄に属する機構であります。

できません。総理大臣の承認を受けることを必要とするのであります。併し公務員法に基きく限り、一種特別な地位を持つ法規である、これはもうその通りであります。

そこで、それにしても人事院規則への委任が非常に多過ぎる。かたゞ人事院の選任方法と相俟つて非常に不安な点があるという御心配があり、随所に人事院規則というものが出ては参ります。その中には可なり施行細則的な規定も多いのであります。こういうものを政令によらないで、人事院規則で決めるということの規定する趣旨が非常に強いのであります。それで

決まりまする内容は可なり技術的なものがありますから、これを法律で釘附けに規定してしまうにも適しない事項は非常に多いのでありまして、或る程度人事院規則に委せることも已むを得ないと思つてあります。ただこの場合、普通でありますならば、法律の施行は政令によるというわけでありますが、この点は人事院は総理大臣の所轄にはありますけれども、業務の性質上、或る程度独立的な地位を有せしめる必要があるものでありまして、その意味におきまして、人事院に委せるということと人事院規則を作らしておることでありまして、人事院の構成者が選任よろしきを得ますならば、こういう専門家を集めました人に委せる方が規則の中立性を確保するというような上から行きましても適當であるところ考ふる次第であります。

○委員長(下條廣君) まだ御質問があらうと思つて……。

○原 虎一君 この程度で散会を希望いたします。

○委員長(下條廣君) 本日はこの程度で散会いたします。明日は午後一時半から開きますからどうぞ……。

午後四時十五分散会

出席者は左の通り。

決算委員

委員長

理事

委員

下條 廣君

太田 敏兄君

山下 義信君

岩崎正三郎君

吉川末次郎君

北村 一男君

中川 幸平君

労働委員
委員長
理事
委員

平野善治郎君
深川タマエ君
小川 友三君
小野 哲君
鈴木 憲一君
山崎 恒君
千田 正君

原 虎一君
堀 末治君

赤松 常子君
天田 勝正君
平岡 市三君
紅露 みつ君
奥 むめお君
竹下 豊次君
堀井 伊介君
中野 重治君
岩間 正男君

國務大臣

國務大臣

政府委員

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

行政事務局長

田方道君
田方さん
中川さん

正

誤

誤

誤

誤

誤

誤

誤

誤

誤

誤

誤

誤

誤

誤